平成２３年（フ）第１６７号
埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼468番地２エントピア大宮Ｄ―101号、開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1587―４
破産者　伊藤　　健
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０７号
熊本市東区榎町11番15号
破産者　上野　修一
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０８号
熊本市東区榎町11番15号
破産者　上野　好美
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４号
埼玉県深谷市東大沼352番地９
破産者　小松原勝史
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５１号
札幌市東区北12条東16丁目１番13―505号
破産者　天川　花苗（旧姓大西）
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７０号
札幌市白石区菊水６条１丁目５番７号　コスモハイツ61　303号室、住民票上の住所札幌市中央区南19条西10丁目１番15―902号
破産者　中村　潔司
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９０号
札幌市白石区菊水上町４条２丁目129番地163　高橋テラスハウスＢ号
破産者　狩野　貢次
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１０９号
札幌市中央区南19条西12丁目１番12号　コーポ19―305号
破産者　久保田千鳥（旧姓石田）
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４２号
札幌市豊平区平岸４条９丁目２番４号　エターナルニシヤ18Ｂ―102号
破産者　畠山　一夫
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０８号
札幌市東区北51条東７丁目２番11号
破産者　小倉　　孜
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１４号
札幌市中央区南15条西７丁目２番40号
破産者　水野　四郎
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８８号
札幌市東区北18条東８丁目１番12―102号
破産者　外山　栄子
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
北海道釧路郡釧路町柏西５丁目42番地
破産者　井川　晃一
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
群馬県高崎市請地町48番地
破産者　芳賀　　稔
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４８号
埼玉県行田市大字持田6053番地３
破産者　増田　和義
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７７号
千葉県長生郡長生村一松乙808番地１
破産者　杉浦　哲男
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目39番10号
破産者　山崎　啓一
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４７１号
静岡県駿東郡小山町用沢583番地の１
破産者　梶　　行雄
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
静岡県熱海市桜木町８番43号　コバコーポレーション５―202
破産者　小林　幸敬
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係